

鳥取県新たな起業・創業人材移住強化事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、鳥取県新たな起業・創業人材移住強化補助金交付要綱（平成28年3月31日鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、鳥取県新たな起業・創業人材移住強化事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本事業は、地域が必要とする起業・創業人材の移住者としての受け入れによる元気な地域づくりを促進するため、地域の組織・NPO法人等（以下「地域組織」という。）が行う必要な条件整備の取組を支援することを目的とする。

第3 定義

この要領において、用語の定義は、鳥取県新たな起業・創業人材移住強化補助金交付要綱交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。

第4 事業内容

本事業に係る補助金の補助対象経費、補助率、限度額等は、要綱別表に定めるとおりとする。

第5 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、要綱別表に掲げる者とする。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第6 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。なお、以下に記載する地域づくり推進部東部地域振興事務所、各総合事務所及び日野振興センターを総称して「総合事務所等」という。

1 交付申請

(1) 市町村が補助事業を行う場合

(ア) 市町村長は、要綱第5条第2項に係る計画書類（以下「計画書」という。）（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条に係る様式第1号の申請書とともに別表のとおり各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(イ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町村長に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うものとする。

(2) 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、計画書（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町村長に提出するものとする。

(イ) 市町村長は、(ア)により提出された計画書を適当と認めるときは、規則第5条に係る様式第1号を作成し、(ア)の計画書とともに別表のとおり各総合事務所長等（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町村長に交付決定通知（要綱様式第3号）を行うものとする。

2 実績報告

(1) 市町村が補助事業を行う場合

(ア) 市町村長は、要綱第11条第2項に係る報告書類（以下「報告書」という。）（要綱様式第1号

及び第2号)を作成し、規則第17条に係る様式第5号とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

は、市町村長に額の確定通知を行うものとする。

(2) 間接補助の場合

(ア) 事業実施主体は、報告書(要綱様式第1号及び第2号)を作成し、交付申請した市町村長に提出するものとする。

(イ) 市町村長は、(ア)により提出された報告書を適当と認めるときは、規則第17条に係る様式第5号を作成し、(ア)の報告書とともに別表のとおり所長等に提出するものとする。

(ウ) 所長等は、報告の内容が適当と認めるときは、市町村長に額の確定通知を行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 地区	2 該当市町	3 提出先
東 部	鳥取市、岩美町	地域づくり推進部東部地域振興事務所
八 頭	八頭町、若桜町、智頭町	地域づくり推進部東部地域振興事務所
中 部	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	中部総合事務所地域振興局
西 部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町	西部総合事務所地域振興局
日 野	日南町、日野町、江府町	西部総合事務所日野振興センター日野振興局